

平成 2 8 年 5 月 2 4 日

社会福祉法人 島根整肢学園
理事長 木 原 清 殿

監 事 本 藤 繁 夫



監 事 松 原 芳 久



監 査 報 告 に つ い て

平成 2 8 年 5 月 1 8 日（水） 1 1 時から 1 3 時まで東部島根医療福祉センター会議室において、平成 2 7 年度会計並びに実施事業等について、監事監査チェックリストに基づき監査を実施いたしましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1 予算経理、会計事務の処理状況について

財務諸表、関係諸帳簿、証拠書類等を監査いたしましたが、いずれも正当かつ正確であることを確認いたしました。

東西両センターとも外部経理監査として、浜田市の近重税理士事務所から毎月 1 回、全ての関係諸帳簿及び証憑類等に漏れなく目を通されており、適切な経理及び事務処理の確認が行われておりました。更に法人内部監査を平成 2 8 年 2 月 9 日に西部島根医療福祉センター、平成 2 8 年 2 月 1 6 日に東部島根医療福祉センターにおいて実施しており、両センターとも適切な処理がなされていることを確認いたしました。

なお、平成 2 7 年度より社会福祉法人新会計制度に移行されましたが、適切に移行されていることを確認しました。

2 施設の経営状況について

西部センターの入所利用状況は、医療型障害児入所施設「島根整肢学園」と療養介護事業所「安養学園」を合わせた利用率は 9 5 . 4 % であり、障害者支援施設「島根療護園」の利用率は 1 0 2 . 4 % でありました。

入院診療収入については、入所利用者の死去に伴う退所により利用者数は若干減少しましたが、重度・重複化から来る診療報酬の増加により入院診療収入全体では増収となりました。

外来診療収入については、昨年度から診療体制を変更し専門外来を充実させたことが浸透し医科歯科合わせた患者数が増加しており、外来診療収入全体でも増収となりました。

東部センターの入所利用状況は、医療型障害児入所施設「松江整肢学園」、療養介護事業所「松江療育園」で 9 6 . 2 % の利用率でした。

入院診療収入については、入所利用者の人数は大きく変わりませんが、重度・重複化から来る診療報酬の増加により増収となりました。

外来診療収入については、医科の患者数の増加により増収となりました。

また、両センターとも福祉・介護職員処遇改善加算を取り入れるなど収入の増加に努めておられます。

3 職員の状況について

西部センターについては、医師・看護師・介護職員等の医療専門職員の定数を何とか確保しておりますが、今後の育児休業取得見込者等を考慮すると人員確保が必要なため、県内外への学校訪問や、看護師の奨学金制度・紹介制度などの活用による医療・介護職員の確保に努めることが望まれます。

東部センターについては、メディアによる広告や施設見学を随時実施することなどにより採用者を確保し何とか年間を通して定められた看護師配置基準をクリアできていました。

東西センターとも職員確保の努力が見受けられましたが、今後もホームページでの対応や、各種就職説明会への積極的な参加を行い、島根県等関係諸機関の協力支援のもとに全職員一丸となってきめ細やかな対策を重ねることが必要であると思われます。

4 施設設備等の整備について

西部センターについては、島根県障がい者福祉施設耐震化等整備費補助金により実施した調理棟増改築工事、島根県障がい者福祉施設整備費補助金及び江津市地域医療支援対策事業補助金により実施した冷暖房改修工事をはじめ、自己資金において訓練棟の改修工事をはじめとする各種の改修工事を実施しており、利用者のニーズに対応した施設づくりについて積極的に改善が図られていることを確認しました。

東部センターについては、施設の改築以来 1 9 年が経過し、施設の補修、医療機器の更新に多額の費用がかかるようになってきており、今後も計画的に実施されることが望まれます。

東西センターとも今後も補助金等の有効活用を行い、また、更なる各種経費の節減等、財源確保を図り計画的に整備を実施されることが望まれます。

また、積立金等の資金については、市場金利の低下等を鑑み、今後は安全性を考慮しつつ多様な債権等での有効運用を検討されたい。

5 施設利用者の処遇について

東西センターとも外部研修会への参加や職員研修会の開催を通じて、施設利用者への虐待防止・権利擁護への取り組みなどを積極的に推し進めておりました。今後もこれらの取り組みを継続され、福祉施設職員としての倫理観の醸成に努めていただきたいと思います。

また、虐待防止や医療安全等の各種委員会は適正に実施されており、利用者及びその家族の苦情や要望につきましても、その都度検討され適切に対応されていることを確認しました。

利用者の預り金の管理についても、施設の要綱に基づき、適正に管理されていることを確認しました。

最後に今後も利用者の多様な福祉ニーズを的確に判断し、職員一丸となって創意工夫をこらしながら柔軟に対処され、更なるサービスの向上と、職員が安心して働ける職場として安定した運営がなされることが望まれます。

また、平成 2 8 年 4 月 1 日より社会福祉法の改正に伴い「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」等が重点項目として求められております。これらの社会福祉法人改革に的確に対応し、利用者や県民に信頼される施設づくりに努めていただきたいと思います。